

参考資料

第1回目安に関する小委員会における
委員からの追加要望資料

地域別最低賃金と賃金水準との関係（就業形態別）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均 時間額)	産業計・事業所規模30人以上							
		一般労働者				パートタイム労働者			
		所定内給与 (月額) ②	所定内 労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②／③	時間額比 ①／④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
		(円)	(円)	(時間)	(円)	(%)	(円)	(時間)	(円)
平成17年	668	324,730	152.5	2,129	31.4	93,614	94.0	996	67.1
18年	673	325,736	153.2	2,126	31.7	95,414	94.5	1,010	66.6
19年	687	323,054	153.4	2,106	32.6	97,212	95.8	1,015	67.7
20年	703	324,467	152.7	2,125	33.1	97,736	94.8	1,031	68.2
21年	713	318,261	149.9	2,123	33.6	96,698	91.5	1,057	67.5
22年	730	319,267	151.6	2,106	34.7	97,890	92.8	1,055	69.2
23年	737	319,862	150.8	2,121	34.7	98,411	92.6	1,063	69.3
24年	749	319,011	152.7	2,089	35.9	99,651	93.9	1,061	70.6
25年	764	318,509	151.2	2,107	36.3	99,136	92.7	1,069	71.5
26年	780	320,864	150.8	2,128	36.7	99,282	92.1	1,078	72.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局労働条件政策課賃金時間室にて算出。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（平成27年）

連合

最終集計(平成27年7月1日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式（1組合当たり単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	248組合 838,593人 7,555円（6,946円） 2.48% （2.32%）	29組合 85,085人 3,362円（2,313円） 1.00% （0.76%）	19組合 43,467人 2,362円（1,936円） 0.88% （0.72%）
300～999人	496組合 261,709人 5,693円（5,229円） 2.14% （1.97%）	33組合 20,025人 3,191円（1,074円） 1.08% （0.37%）	19組合 10,977人 2,586円（1,889円） 1.07% （0.76%）
100～299人	655組合 118,914人 5,308円（5,020円） 2.08% （1.98%）	18組合 3,036人 2,617円（1,705円） 0.92% （0.61%）	17組合 2,902人 2,659円（1,901円） 1.07% （0.77%）
～99人	559組合 30,179人 4,880円（4,519円） 2.01% （1.88%）	19組合 793人 2,680円（1,162円） 1.05% （0.47%）	19組合 788人 2,599円（1,216円） 1.12% （0.54%）
規模計	1,958組合 1,249,395人 6,887円（6,345円） 2.36% （2.20%）	99組合 108,939人 3,039円（1,465円） 1.02% （0.53%）	74組合 58,134人 2,548円（1,609円） 1.03% （0.67%）

(注) 1 ()内は平成26年の数値である。以下同じ。

2 平均賃上げ方式は、平成27年・26年ともデータのある組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式がある。表中は、「純ベア」方式。

経団連(大手企業)

最終集計(平成27年6月19日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要21業種 大手249社	116社 8,235円（7,370円） 2.52% （2.28%）

(注) 1 原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。

2 189社(75.9%)から回答が出ているが、このうち73社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 平成26年の数値は、平成26年6月30日付最終集計結果。

経団連(中小企業)

第1回集計(平成27年6月3日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 741社	240社 4,601円（4,438円） 1.83% （1.80%）

(注) 1 原則として従業員数500人未満の企業を対象。

2 245社(33.1%)から回答が出ているが、このうち5社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 平成26年の数値は、平成25年5月29日付第1回集計結果。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

2015年7月1日 連合最終集計

一時金		2015回答			2014実績	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.37ヶ月		0.12ヶ月	2.25ヶ月	
		2,844組合	1,901,551人		2,405組合	1,596,253人
	回答額	732,854円		47,626円	685,228円	
		2,022組合	1,242,294人		1,708組合	1,042,313人
年間	回答月数	4.84ヶ月		0.06ヶ月	4.78ヶ月	
		2,368組合	1,925,288人		2,422組合	2,013,120人
	回答額	1,552,482円		13,460円	1,539,022円	
		1,378組合	1,350,662人		1,200組合	1,210,396人

注 △はマイナスを表す。以下同じ。

2015年5月29日 経団連第1回集計(最終集計7月下旬予定)

	2015年夏季			2014年夏季		
	社数	妥結額	アップ率(%)	社数	妥結額	アップ率(%)
総平均	63	913,106	2.43	133	867,731	7.19
製造業平均	54	967,870	1.66	112	898,013	11.03
非製造業平均	9	595,302	9.41	21	760,660	△ 6.39

注(1)調査対象は主要20業種・大手245社。東証一部上場、従業員500人以上が原則。

(2)16業種90社(36.7%)で妥結が出ているが、このうち27社は平均額不明などのため集計より除外。

(3)数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

(4)2014年夏季の数値は、2014年7月31日付最終集計結果。調査対象は主要20業種・大手240社。

20業種182社(75.8%)で妥結が出ているが、このうち49社は平均額不明などのため集計より除外。

中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な
引上げの基本方針について（「円卓合意」）

平成20年6月20日、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の第6回会合が開催され、参加した有識者、労働界・産業界の代表者及び政府関係者は、以下のことについて合意した。

1. 中小企業の生産性向上

○ 日本全体の成長力の底上げに当たっては、中小企業の生産性向上を図ることが重要であることから、政労使が一體となって「生産性向上プロジェクト」を強力に推進し、IT化の推進や人材の確保・育成の強化等による中小企業の体質強化、収益力向上に努める。

○ 特に、中小企業にとって大きな問題となっている下請取引については、下請代金支払遅延等防止法による取締の一層の強化を図るとともに、下請ガイドラインの普及啓発にかかる取組みを強化し、下請適正取引等の推進に全力をあげる。

2. 最低賃金の中長期的な引上げ

○ 最低賃金については、賃金の底上げを図る趣旨から、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護基準との整合性、小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案して、これを当面5年間程度で引き上げることを目指し、政労使が一體となつて取り組む。

○ 上記の引上げに当たっては、経済・企業・雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況、経営環境の変化等も踏まえる。

○ 成長力底上げ戦略の最終時点（21年度末）において、経済状況等の変化、中小企業の生産性向上の状況や小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準の実態等を踏まえ、上記の中長期的な方針の進捗状況を確認し、必要な再検討を行う。

○ 上記の中長期的な方針は、最低賃金の国全体の水準に係るものであり、地域別最低賃金は、地域の実情を踏まえ地方最低賃金審議会の審議において自律的に審議、決定されるものである。

(参考)

円卓会議においては、最低賃金引上げに関する「小規模事業所」について、以下のような意見が出された。

- 「小規模事業所」としては、中小企業の大多数を占めるものであり、中小企業基本法に即した「従業員数20人以下」企業として考えるべきである。
- 中長期的には、高卒初任給の「平均水準」への引上げを目指すべきである。また、小規模事業所は、例えば統計上のデータのある「10人～99人」の企業として考えるべきである。
- 小規模事業所については弾力的に考えるべきである。

最低賃金引上げについて

◎新成長戦略における『最低賃金引上げ』については、以下の対応が考えられる。

1. 「2020年までの目標」の設定について

- 目標案としては、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すことが考えられる。

○なお、上記目標案は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が前提となっている。

2. 目標達成に向けての当面の取組について

- 「2020年までの目標」達成に向けた当面の取組としては、2008年の「円卓合意」を踏まえ、最低賃金の引き上げと中小企業の生産性向上に向けて政労使一体となって取り組むことが考えられる。

3. 弾力的対応について

- 「2020年までの目標」の設定や当面の取組みを進める場合も、経済・雇用情勢や経済成長・生産性動向を踏まえ、3年後に必要な検証を行うなど「弾力的な対応」が必要と考えられる。

4. 中小企業に対する支援等について

- 円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援や非正規労働者等の職業能力育成などの取組を講じることを検討すべきである。

- 官公庁の公契約においても、最低賃金の引上げを考慮し、民間に発注がなされるべきである。

雇用戦略・基本方針 2011（抄）

II. 2011年度における主要政策

◎雇用を「つなぐ」、「創る」、「守る」の3本柱による政策を展開する。

(3) 雇用を「守る」

④中小企業への支援

- ・ 平成22年6月の「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。

以上

消費者物価指数（追加）

	消費者物価指数					
	持家の帰属家賃を除く総合		総合		生鮮食品を除く総合	
	指数	前期比	指数	前期比	指数	前期比
平成 17 年	(22年=100)	(%)	(22年=100)	(%)	(22年=100)	(%)
17 年	100.3	△ 0.4	100.4	△ 0.3	100.7	△ 0.1
18 年	100.6	0.3	100.7	0.3	100.8	0.1
19 年	100.7	0.1	100.7	0.0	100.8	0.0
20 年	102.3	1.6	102.1	1.4	102.3	1.5
21 年	100.8	△ 1.5	100.7	△ 1.4	101.0	△ 1.3
22 年	100.0	△ 0.8	100.0	△ 0.7	100.0	△ 1.0
23 年	99.7	△ 0.3	99.7	△ 0.3	99.8	△ 0.3
24 年	99.7	0.0	99.7	0.0	99.7	△ 0.1
25 年	100.2	0.5	100.0	0.4	100.1	0.4
26 年	103.6	3.3	102.8	2.7	102.7	2.6
平成 26 年 1～3月	101.2	0.0	100.8	0.0	100.6	△ 0.1
4～6月	104.2	3.0	103.3	2.5	103.3	2.7
7～9月	104.6	0.4	103.7	0.3	103.5	0.2
10～12月	104.3	△ 0.3	103.4	△ 0.3	103.4	△ 0.1
平成 27 年 1～3月	103.9	△ 0.3	103.1	△ 0.3	102.7	△ 0.7
平成 27 年 1 月	104.1	△ 0.2	103.3	△ 0.1	103.0	△ 0.3
2 月	104.0	△ 0.1	103.2	△ 0.1	102.9	△ 0.1
3 月	104.3	0.3	103.4	0.2	103.1	0.2
4 月	104.6	0.3	103.6	0.2	103.2	0.1
5 月	104.9	0.3	103.8	0.2	103.2	0.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 四半期の数値は原数値及び前期比、月別の数値は季節調整値及び前期（月）比である。

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	製造業						非製造業					
	資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成16年度	1,205	5.0	570	7.8	491	6.5	983	▲ 1.3	538	▲ 5.6	485	0.4
17年度	1,229	2.0	542	▲ 4.9	486	▲ 1.0	968	▲ 1.5	531	▲ 1.3	444	▲ 8.5
18年度	1,297	5.5	529	▲ 2.4	468	▲ 3.7	997	3.0	554	4.3	442	▲ 0.5
19年度	1,285	▲ 0.9	573	8.3	457	▲ 2.4	981	▲ 1.6	538	▲ 2.9	478	8.1
20年度	957	▲ 25.5	546	▲ 4.7	485	6.1	906	▲ 7.6	517	▲ 3.9	459	▲ 4.0
21年度	910	▲ 4.9	525	▲ 3.8	391	▲ 19.4	892	▲ 1.5	548	6.0	446	▲ 2.8
22年度	1,046	14.9	548	4.4	417	6.6	929	4.1	552	0.7	445	▲ 0.2
23年度	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2

(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度調査以前]

付加価値額=営業純益(営業利益－支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

[平成19年度調査以降]

付加価値額=営業純益(営業利益－支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(延従事時間数を常用従業員の平均労働時間数で除したもの)との合計